

令和7年度 松山市立垣生小学校いじめ防止基本方針

令和7年5月1日 改訂

【学校のいじめに対する基本認識】

学校の教育目標である「みんなが**ごきげん**な学校」の下、人権尊重の精神を基盤として、地域の良さを生かし、一人一人の児童が主役となった教育活動を展開している。目指す児童像は、「・人を大切にする子 ・正しく考える子 ・粘り強くがんばる子」であり、その実現のためにも、いじめを生まない、許さない学校風土づくりが不可欠であると考える。

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすのみならず、生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。このことを踏まえ、垣生小学校では、「いじめを生まない。」「いじめを放置しない。」「いじめ問題を正しく理解し、根絶に向けて努力する。」などを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。加えて、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することの重要性を認識しつつ、学校、家庭、地域、その他の関係機関との密なる連携のもと、いじめ問題の克服を目指す。

【いじめ防止対策委員会】

【校内】

企画会メンバー（管理職、教務主任、生徒指導主事、学年主任等）

【家庭地域等】

垣生地区青少年健全育成連絡協議会、学校評議員会、PTA

【外部専門家】

松山市子ども相談課
弁護士
スクールサポーター
所轄警察署
スクールカウンセラー

【関係機関】

松山市教育委員会
愛媛県福祉総合支援センター
所轄警察署
医療機関、愛媛大学等

【いじめ防止】

いじめ防止プログラムに基づき、いじめを生まない、許さない教育実践等で「居場所づくり」「絆づくり」と「自己有用感」に留意し、いじめの加害に向かわせる要因の抑制または重複を防ぐことに注力し、いじめが起きにくい学校・学級風土づくりを目指す。

- ① 組織的・計画的に取り組む指導体制の確立
校長のリーダーシップの下、全ての教職員がいじめ問題を正しく理解し、チーム垣生で指導に取り組む。
- ② いじめを生まない許さない教育実践
「居場所づくり」「絆づくり」と「自己有用感」→「心つながる集団（学級・学校）づくり」「授業づくり」ユニバーサルデザインの視点（SSK 視覚化・焦点化・共有化）を踏まえ、誰もが分かる楽しい授業づくりや縦割り班活動等豊かな交流活動を推進し、一人一人が主役となり、規律正しい態度で、主体的に参加・活躍できるようにする。また、「まつやま・いじめ0の日」にあわせて、ごきげんタイムを設け、児童主体の活動や教職員から児童へ投げ掛けの活動を行う。
- ③ 教科等による指導の充実
全ての教育活動を通じて、命を大切にする教育並びに性に関する教育、人権・同和教育及び道徳教育、特別活動（児童会活動等児童の主体的な取組）の充実を図る。
- ④ 教職員研修
「松山市いじめ対応アクションプラン(改訂版)」を活用した校内研修を行うとともに、中核市研修（生徒指導）・生徒指導連絡協議会等を活用して教職員の人権意識の向上及び対応力・指導力の向上を図る。
- ⑤ つなげる子どものネットワーク
「子どもから広がるいじめ0ミーティング」の積極的な参加と交流を行い、学んだことを学校全体に広げる。なかよし集会を実施し、児童が主体的にいじめ0を目指す活動を支援する。
- ⑥ 家庭やPTA、地域、関係団体等との連携
学校のいじめ防止基本方針を明確にし、学校だよりや学校ホームページ等を通して、広く理解を得るとともに、関係諸機関との密なる連携に留意する。

【いじめ防止対策年間計画】

一 学 期	学校いじめ防止基本方針の策定、周知 Ⅰ 生徒指導、いじめに関する校内研修 ・教育相談週間→個別懇談 ・いじめ防止対策委員会（含む地域等） ・人権・同和教育参観日	観察、対話 学校生活に関するアンケートの実施	保護者・地域との連携・人権啓発	特別活動の充実 「まつやま・いじめ0の日」の活動 縦割り班活動等の充実	なかよし集会	人権・同和教育、道徳教育の充実 「自他を大切にし、互いの良さを認め合い、豊かに関わろうとする児童の育成」
二 学 期	Ⅱ 生徒指導、いじめに関する校内研修 ・教育相談週間→個別懇談 ・いじめ防止対策委員会（含む地域等） ・なかよし集会					
三 学 期	Ⅲ 生徒指導、いじめに関する校内研修 ・教育相談週間 ・いじめ防止対策委員会（含む地域等） ・学校いじめ防止基本方針の評価、修正					

【早期発見】

いじめの早期発見が早期解決につながる。日頃から児童との信頼関係の構築に努める。いじめは、教職員や大人が気付きにくいところで行われ潜在化しやすいことを認識し、小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さないようにする。また、情報を全教職員で共有するとともに、保護者や地域の方と連携して情報の収集に努める。

- ① 児童の些細な変化にも気づき、情報を共有・蓄積・対応・解決・経過観察等ができる組織体制の工夫
※「報告・連絡・相談・確認」の徹底
- ② 日常生活の観察、対話、学校生活に関するアンケートなど、きめ細かな実態把握
- ③ 教育相談の充実と児童のサイン、保護者の思いを確実に受け止める丁寧な対応
(保護者やスクールカウンセラー等との連携)
- ④ 「いじめ実態把握専用メール」の運用や「松山市子ども総合相談」などの学校以外の相談窓口について周知
教職員に直接相談できない児童やいじめを発見した第三者からの通報などを通して、情報を積極的に把握

【いじめに対する措置（対応）】※重大事態を含む

対応マニュアルに基づき、被害を受けた児童の安全を確保し、苦痛を取り除くことを最優先に考える。いじめの兆候を発見したときは、「ちょっとしたけんか」「遊び」「いたずら」「からかい」「いじり」等と軽視することなく、早期に適切に対応する。教職員の思い込みや安易な判断は、いじめに気付かず、見過ごし、よりいじめを深刻化させる場合があることを肝に銘じておく。解決に向けては、迅速かつ組織的に対応する。また、いじめの再発防止のために継続して取り組む。

- ① いじめへの初期対応（発見・相談を受けた場合）
いじめと疑われる行為を認めた際には、その場でその行為を直ちにやめさせる。児童や保護者からのいじめの相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴する。いじめの兆候がある場合は、早い段階から適切に関わりをもつ。その際、いじめを受けた児童やそれを知らせた児童の安全を確保する。複数で正確かつ迅速な事実把握に努めるとともに、保護者等と協力して対応する。
- ② チーム垣生で、組織的な対応
教職員は一人で事案を抱え込まない。いじめに関する情報を「いじめ防止対策委員会」へ報告し情報共有の上、その後は当該組織が中心となり、速やかに指導・支援する。
- ③ いじめを受けた児童とその保護者への対応
事実関係の聴取を行うとともに、心のケアや必要な弾力的な措置等、いじめから児童を守り抜く対応を講ずる。保護者に対して家庭訪問等を行うなどして、正確な情報や今後の対応を適切なタイミングで伝える。
- ④ いじめた児童への指導とその保護者への助言
事実関係の聴取を行うとともに、いじめが確認された場合は、学校は組織的にいじめをやめさせ、再発防止の措置を講ずる。その際、いじめた児童が抱える問題への対処も行う。いじめの状況に応じて、市教委と連携の上、保護者の理解を得て対応する。
*当該児童の指導・対策を立て、所轄の警察及び関係機関と連携し厳然として対応。
- ⑤ いじめの実態把握
観察や対話、学校生活に関するアンケート他、可能な限り積極的に情報を収集し、適切に対応する。
- ⑥ 集団への働き掛けと継続的な指導
「観衆」「傍観者」になっていた児童に対しては、自分の問題として捉えさせる指導を行う。いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようとする態度を浸透させる。人権・同和教育並びに道徳教育を推進するとともに、児童会の諸活動との連携を図り、認め合い、励まし合い、支え合う集団づくりに向けた児童の主体的な取組（なかよし集会等）の充実を図る。
- ⑦ ネット上でのいじめの対応
SNSによる様々な問題、または正しい利用の仕方についてなど、保護者に対して啓発するとともに、情報モラル教室を開いたり、子と親が一緒になって考える機会を設けたりするなど、情報モラルに関する指導の推進と問題発生のもたら防止を目指す。また、実際に不適切な書き込み等を発見した場合は、所轄の警察署に連絡するなど、対応を周知する。
- ⑧ 警察との連携及び重大事態への対処
いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めた場合は、速やかに所轄の警察署と連携して対処し、継続的な援助を求める。同時に市教委へ報告し、第三者を含めた組織を設け、調査を行う。調査による事実関係や必要な情報については、当該の児童や保護者に適切に提供する。

【家庭や地域に協力を求めること】

家庭に求めること	○ 子どもとの対話を大切にし、親の思いなども語りましょう。 ○ 子どもの様子に異変を感じたら、迷わず学校に相談しましょう。 ○ 金品の被害、嫌がらせ、暴力などの被害は、すぐに学校や警察に相談しましょう。
地域に求めること	○ 子どもたちを温かく・厳しく見守ってください。 ○ いけない行為を見付けたら、その場で注意し、家庭や学校に連絡してください。 ○ 学校の行事等に気軽に参加し、子どもたちの様子を御参観ください。